

# 第 10 回 日本相続学会事例研究発表

「家業のガバナンスに関する民事信託等を通じた一族会議の効用」

杠 (ゆずりは) 司法書士法人

司法書士 石井 満

## 1. 前提情報

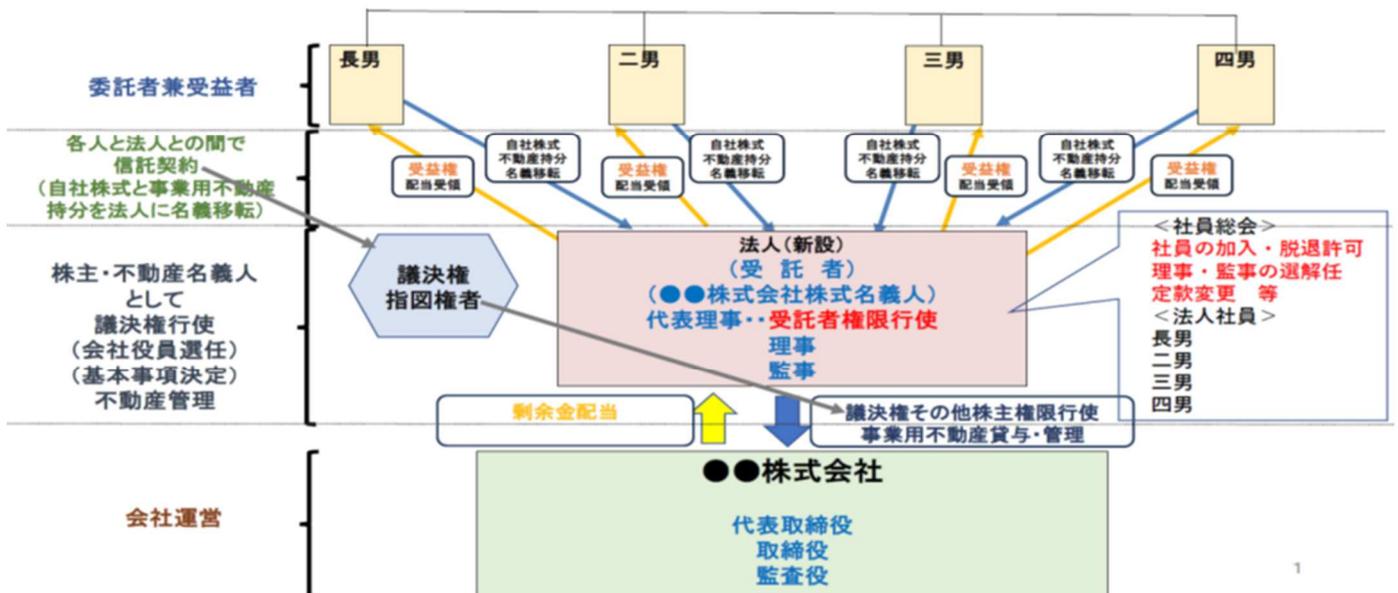
株式会社（創業 60 年、売上約 50 億円、従業員約 200 人）を亡き先代夫婦が創業し、その 4 人の子が後を継ぎ、4 人が共同して会社の経営を行ってきた（株式保有は全株式を 4 人で均等に保有、役員は 4 人で構成）。

4 兄弟とも 70 歳を越え（79 歳～73 歳）、①次世代への会社経営・支配権・家訓等の承継の準備、② 4 人に万が一があった場合や判断能力を失う事態があった場合のリスク回避、についての悩みを抱えていた。

もっとも、現時点で、具体的に後継者として相応しい者がおらず、4 人とも各自の株式承継者を決められていない。そもそも、子たちとそのような話ができていない。またその機会も無い。さらに、4 人個人の遺言書は作成しておらず、株価対策としてのアクションを一度行ったのみ。

## 2. 関係図

「民事信託」を利用した全体図



### 3. 問題解決へのアプローチ

- ・民事信託により、4人各自の自社株式を新設した株式管理のみを行う特定目的法人（一般社団法人を選択）へ名義移転を行い、法人による議決権の一体行使を行う。
- ・上記受託者法人の定款、信託契約書による、ガバナンスの内容の決定を行う。
- ・家憲・家訓を具体化した一族規則の作成及び一族会議の内容決定と上記株式信託との連携を行う。
- ・4人各自の株式後継予定者を決定し、一族会議及び受託者法人へ参画させる。
- ・上記を実質化するための一族会議の運営・継続・ファシリテイト・そのフォローを行う。
- ・後継者への円滑な株式承継のため、各自の個人資産、家族への考えの整理を行い遺言書の作成を行う。

### 4. まとめ

資産承継及び事業承継対策としては「相続対策」としての側面が強いが、昨今、経営者の高齢化、長寿化、承継年齢の高齢化に伴い、相続の手前の「判断能力低下・喪失リスク」がより深刻になる。

さらに、事業承継においては、経済社会の変容による後継者決定の困難、コミュニケーション不足、家業資産としての自社株式と個人資産との混在による資産対策としての難しさなど、さらに複雑な状況を抱えている。「過去・現在・未来」「全体最適」「経営者個人と家族企業」の観点から、まずは優先事項を整理することが必要と考える。